

2. 長崎県の週休2日工事の取り組み

長崎県では、建設業における時間外労働縮減と現場環境改善の一環として、**週休2日工事の推進に取り組んでいます。**

- 長崎県が発注する工事において「**週休2日モデル工事**」を実施しています。
週休2日モデル工事とは、現場や現場事務所が閉所された状態を週に2日確保することを目的に発注された工事です。
 閉所された状況により発生する経費などを工事費用として計上することとしております。
 令和5年10月からは、建設業における週休2日の普及促進をより一層図るため、週休2日モデル工事において**発注者指定型工事**を実施しております。

長崎県内の国、市町などの機関と協力し、毎月第2・第4土曜日・日曜日を一齐連休にするキャンペーンを実施するなど、制度推進に努めています。*令和6年度も実施します。

県の発注工事において、週休2日工事の実施件数は、増加しています。



「週休2日」取組の掲示状況



週休2日工事に関する
詳しい情報は、
国土交通省のHPへ



時間外上限規制に関する
詳しい情報は、
厚生労働省のHPへ

特集
01

建設業の働き方改革

～建設業における時間外労働の上限規制と週休2日の取り組み～

時間外労働の上限規制については、働き方改革関連法による改正後の労働基準法により法定化されており、**建設業においては2024年4月1日から時間外労働の上限規制が適用されます。**
 特集では、時間外労働の上限規制の概要と、時間外労働縮減の一助となる週休2日への取り組みを紹介します。

1. 建設業における時間外労働の上限規制

時間外労働の上限が罰則付きで法律に規定されます。建設業には、2024年4月以降、以下の上限規制が適用されます。

- 原則、**月45時間以内、年360時間以内**
 臨時的にこれを超える必要がある場合でも、
- 1か月45時間を超える時間外労働は年間6回まで
- 時間外労働の時間の上限は1年720時間まで
- 休日労働と合わせても1か月100時間未満、2～6か月間で平均して80時間以内
 となります。

ただし、災害の復旧・復興の事業を行う場合には、1か月間の時間外労働や休日労働の時間などの規制が適用されません。

上記に違反した場合には、罰則(6か月以下の懲役または30万円以下の罰金)が科されるおそれがあります。

建設業における上限規制の改正

